

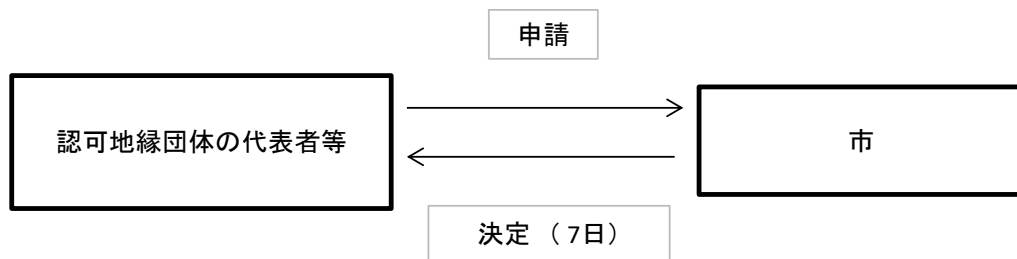
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 5

処 分 名	認可地縁団体の印鑑登録	
処 分 の 概 要	申請に基づいて認可地縁団体の印鑑を登録する。	
根 拠 法 令 名	松山市認可地縁団体印鑑規則(平成7年規則第24号)	
条 項	第5条第2項	
所 管 課	まちづくり推進課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	7日	
標 準 処 理 期 間	計	7日
判 断 基 準	<p>松山市認可地縁団体印鑑規則第5条に基づき審査。</p> <p>【根拠法令等】 松山市認可地縁団体印鑑規則</p> <p>(登録) 第5条 市長は、第3条第1項の規定による申請があったときは、申請者が代表者等本人であることを確認するとともに、法施行規則第21条第2項に基づき作成された台帳(以下「地縁団体登録台帳」という。)の記載事項並びに個人印鑑の印鑑登録証明書の記載事項及び印影と照合するほか、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査するものとする。</p> <p>2 市長は、前項の規定により登録を適当と認めるときは、認可地縁団体印鑑登録原票(第2号様式)に次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1) 印影 (2) 登録番号 (3) 登録年月日 (4) 認可地縁団体の名称 (5) 認可地縁団体の事務所の所在地 (6) 認可地縁団体の認可年月日 (7) 第2条に定める登録資格の区分 (8) 代表者等の氏名 (9) 代表者等の生年月日 (10) 代表者等の住所 (11) その他市長が必要と認める事項</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。